

○農林水産省告示第二千百三十一号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十五の規定に基づき、ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十六日

農林水産大臣 齋藤 健

一 植物及び地域

うんしゅうみかんの生果実であつて、ペルーで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) ペルー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているペルー植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

(一) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。

(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏二・一度となった後、引き続き十八日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。

(二) 低温処理船舶及び低温処理コンテナは、あらかじめペルー植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な設備を有するものとして指定されたものであること。

六 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

七 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。